

令和4年5月2日

令和4年度高知県高等学校体育大会

体操専門部新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

【新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について】

感染された方をはじめ、そのご家族や友人などに対して不当な取扱いをするインターネット上のサイトや、SNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった差別やいやがらせ、いじめ等は決して許されるものではありません。

感染者の方々等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安を煽り、感染拡大防止の取組の妨げにもなります。

感染のリスクは誰にもあります。その中で、感染症のまん延を防ぐには、日頃より感染防止に努め、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって冷静に行動することが何よりも大切です。

本専門部の主管大会における新型コロナウイルス感染対策を下記の通り定める。

1 基本的な考え方

【基本方針の作成に当たって】

- (1) 基本方針の作成に当たっては、国および県や全国高等学校体育連盟、日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 競技別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、競技団体と競技専門部間による連携の下、内容等の整理をする。

【コロナ禍における大会運営について】

- (1) 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密な連携したうえで決定する。
- (3) 各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応する。
- (4) 各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染拡大防止の観点から、中止ま

たは必要最小限の規模で実施を検討する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止について】

- (1) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- (3) 手洗いを徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な窓開等により換気に留意する。

【大会実施の可否等について検討する場合の条件について】

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部の競技の実施の可否等について検討する。

- (1) 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。
- (2) 県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
- (3) 県下の医療状況の逼迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。
- (4) 出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。
- (5) その他、大会開催にあたりつうじょうの実施が困難と判断される場合。

2 感染防止対策の概要

(1) 全般的な事項

- ①実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- ②実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- ③参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票〈団体票〉を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。

また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は

医療機関及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

- ④実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式 2-1、2-2】の原本および【様式 1-1、1-2】の写しを 2 週間保存しておくこと。
- ⑤大会役員等は【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票〈個人票〉を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後 2 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。
- ⑥参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和 4 年 4 月 22 日付け 4 高保体第 86 号参照）が確認された場合、保健所や医療機関、関係機関の指示に従うこと。
- ⑦参加校は大会終了後も【様式 1-3】高体連主催大会参加後 体温・体調チェック記録票〈団体票〉を用い、1 週間に渡りチェックを継続し、2 週間保存すること。
- ⑧参加校は、競技終了後 1 週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式 4】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
- ⑨大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。
- ⑩取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票〈個票〉をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間 2 週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。
- ⑪安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。

【様式取扱一覧】

[高知県高等学校体育連盟 HP <http://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/>] より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式 1-1】 【様式 1-2】	参加校	・ 2 週間体調チェックし作成 ・ 大会期間中もチェックする ・ 求めがあれば提出	各校顧問	大会終了後 2 週間
団体票 【様式 1-3】	参加校	・ 大会後 1 週間体調チェックし作成 ・ 専門部より求めがあれば提出	各行顧問	
【様式 1-4】	大会役員等 取材団体 (参加校)	・ 2 週間体調チェックし作成 ・ 大会期間中もチェックする ・ 専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式 1-1、1-2】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手 においては 各校の顧問	
【様式 2-1】	参加校 (学校長)	・ 大会前 2 週間の健康チェック内容を学校長が確認し、公印を押印し作成 ・ 大会当日に顧問が大会本部へ 【様式 1-1、1-2】(個票【様式 1-4】を用いた場合も同様) の写しを添えて提出	専門部	
【様式 2-2】	参加校	・ 大会日毎に作成 ・ 大会参加を自粛するものがある場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・ 大会本部へ提出	専門部	
【様式 3】	専門部	・ 競技期間中に 1- (7) に該当するものが出た場合	専門部	
【様式 4】	専門部	・ 競技期間中に 1- (9) に該当するものが出た場合	専門部	

※【様式 2 - 1】は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任もって行うこと。(顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること)

(2) 当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を

開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- ①受付には、手指消毒剤を設置すること。
- ②参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ③受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- ④人と人とが対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ⑤発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。
- ⑥新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

(3) 大会参加者への対応

①体調の確認

実施専門部は大会参加者に以下の事項が記載された【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票〈団体票〉を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について（団体票）と【様式 1-1、1-2】の写しを提出させること。

また、【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても大会期間中に大会日ごとに提出させること。

提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

●大会当日の体温

●大会前 2 週間における以下の事項の有無

- ア 平熱を超える発熱はないか
- イ 咳、咽頭痛など風邪の症状はないか
- ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）はないか
- エ 嗅覚や味覚の異常はないか
- オ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けている
- カ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる
- キ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票（又は個票）の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前 2 週間の健康観察状況（上記ア～ク）と当日の状況から適切に判断し、安全・安心の確保を最優先考え、参加校の責任においてきめること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

※各中央競技団体ガイドラインにて大会参加の判断基準が定められている場合はその基準を尊重し、「競技別感染症拡大防止対策ガイドライン」へ明記すること。

②マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰状等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

③大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後にミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染症対策に十分配慮すること。

3 競技運営上の感染対策留意事項

体操大会開催における基本的考え方

体操大会は各種別や活動する環境によって変わります。公益財団法人日本スポーツ協会の示すスポーツイベント開催におけるガイドラインを基本とし、体操特有のそれぞれの状況に合わせた取り組みを考える必要があります。体操は「個人が体を操る」ことが基本となっていますので、感染症対策における「3密を避ける」「身体的距離の確保」「他者との接触を避ける」を実現することが可能なスポーツの一つです。国や都道府県の方針に従うことを大前提とし、これらの方針や要請に関してはそれに従う判断が求められますが、その特性を理解し、徹底した感染拡大防止を施し、関係各所の理解が得られていれば、その大会開催は可能であると考えています。

体操大会開催における留意事項

体操大会において身体活動を伴う競技会や演技会では、参加者は決められた演技面や機械器具を共有して使用します。機械器具を利用した後にその都度消毒が推奨されていますが、トランポリンや鉄棒、新体操のゆかフロアを参加者が利用した後にその都度消毒することは活動において非効率的で安全な利用に支障をきたす可能性が出てくると考えています。そのため、競技会・演技会においては、機械器具の消毒ではなく、参加者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、参加者自身が事前の消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱としています。

参加者は「体操活動における感染拡大予防ガイドライン」

https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/JGA_GYM_COVID19_Guideline1.pdf

に基づき、日常の体調管理を適切に行うこと。

- ・高体連が主催する大会においては大会までの期間、高体連から示された感染防止対策に従い体調チェック等をおこない感染防止に努めること。
- ・選手は練習及び競技以外ではマスクを着用し、密にならないよう距離を保つこと。
- ・練習及び競技後は手洗い・消毒をおこなうこと。
- ・指導者は常にマスクを着用し、補助やミーティング等も短時間で済ませること。
- ・更衣室では密にならないよう利用し、短時間で更衣を済ませ退出すること。（シャワーの利用は禁止とする。）
- ・演技の際にかける曲については、各自が音楽機器を準備し、担当者が操作をおこなうこと。
- ・競技会関連施設内では、活動場所と必要エリア（フロア・トイレ・通路など）以外の移動は控えてください。
- ・個人の持ち込んだ競技備品の管理を心がけてください。
- ・食事の際には向き合っの食事はおこなわず、密にならないよう距離を保ち、黙食で食事をとること。
- ・体育館内は常に窓を開け換気をおこなう。（演技に影響がある場合は演技中のみ窓を閉めることがある。）